

事務所通信

Progress

一期一会
～進歩～

令和2年1月号(広告)
2020年1月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第152号

謹賀新年

～従業員から皆様へご挨拶～

新春のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、令和最初のお正月を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。

近年の世の中の変化には凄まじいものがあります。税に関しても、昨年10月から、消費税率が10%に引き上げられましたが、食料品は8%の軽減税率が適用されるなど、経営者・経理担当の方のご苦勞をお察しいたします。消費税等と言われるように国税の消費税と地方消費税に分かれており、同じ8%でも旧税率と新税率があります。詳細のご質問等は、お気軽にご連絡をお願い致します。

今年は、東京オリンピックが開催される予定で、日本国中、大いに盛り上がることでしょう。その勢いのもと、景気も盛り上がる事を願っています。ただ、景気の変動に頼るのではなく、経営目標の達成や業績向上のためには、経営者をはじめ、社員一人一人が、如何に強く強く想うかが、とても重要だと思います。全員で強く想い、更に良い経営になられますことを願っています。三宅税理士法人は、今年もお客様のお役に立てるように全力でサポートをさせていただきますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。

三宅税理士法人 代表社員 税理士 三宅孝治

昨年の流行語大賞となった「ONE TEAM」
様々な国籍の選手が集うラグビーだからこそ生まれた言葉だと思いますが、様々な考え方もあった人が集う企業にとっても非常に意義深い言葉だと思います。お客様企業にとって、私自身「ONE TEAM」の一員となってサポートできますよう、今年も精進して

あけましておめでとうございます。
今年の子年、昔は時の流れが早い事をドッキイヤーと言われていましたが、2000年頃より、更に早い時の流れをマウスイヤーと表現するようになりました。それから20年の歳月が流れ、更に時の流れが早くなり目まぐるしく世の中が変わっているように思います。
今年仕事を始めて25年になります、マウスイヤーの様に過ぎ去ったように思いますが、ただ年を重ねただけでは無く、今までの経験を活かして、お客様のお役に立てよう、本年も頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
山本武史

大国生命がねずみに命を救われたという話があるように ねずみは賢い動物というイメージがあります。また、動きも素早いです。今年の干支のねずみのように、よく考えて、迅速に、行動をすることを目標に今年も頑張りたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
三宅佐知子

あけましておめでとうございます。
新元号「令和」も2年目を迎えました。目まぐるしく変化する世の中に取り残されないよう、日々研鑽を積み、皆様のお役に立てよう努力したいと思います。
本年もどうぞよろしくお願い致します。
宮田裕子

皆様には健やかに新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。
今年はいよいよ一層、自己研鑽と健康維持に努め、体調管理にチュウイして元氣いっぱい過ごしたいと思っております。
皆様のお役に立てよう努めて参りますので、本年もどうぞ宜しくお願い致します。
平松和美

年齢を重ねるごとに新しい事に挑戦する事をためらいがちになります。干支で最初の子年である新年を迎え、私自身も気持ちも新たにチャレンジし続ける1年にしたいと思います。本年も皆様のお仕事にお役に立てますよう精進してまいりますので、どうぞ宜しくお願い致します。
山崎亜紀

あけましておめでとうございます。
十二支も一周巡り、今年はずみ年です。
来年は私も年女になりますので、より一層気を引き締めて本年を過ごしていきたいと思っております。
本年もどうぞよろしくお願い致します。
河本朝香

新年あけましておめでとうございます。
昨年は私事ではありますが、引越、転職と様々な出来事があり、忙しい中にも充実した日々を送ることができた一年でした。本年も仕事に邁進し、皆様のお役に立てよう努力して参りたいと思っております。
今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。
山本幸子

あけましておめでとうございます。
2020年は東京オリンピックが開催されます。運動の習慣をつくり心身ともに健康に過ごしたいです。本年もどうぞ宜しくお願い致します。
松本奈々

あけましておめでとうございます。
今年には社会人1年目としてスタート致します。所長をはじめ諸先輩方を見習って一生懸命についていき、ねずみのように動き回りしたいと思いますので皆さま宜しくお願い致します。
寺元星音音

【 給与所得者の確定申告 】

給与所得者の方であれば、会社が年末調整をするので、原則として確定申告をする必要はありません。

ただし給与所得者でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告すると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

今回は、給与所得のある方が確定申告する義務がある方、又は申告した方がいい方のお話をしたいと思います。

【 給与所得者で確定申告の義務がある方 】

給与所得者であっても、次の場合には原則として確定申告をしなければなりません。

- ・給与収入が2,000万円を超える場合
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から必要経費を控除した後の金額）が20万円を超える場合
- ・1か所から給与の支払いを受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ・2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の金額の合計額が20万円を超える場合
 - 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。
- ・同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている場合
- ・災害減免法により源泉徴収の猶予などを受けている場合
- ・源泉徴収義務のない者から給与等の支払いを受けている場合
- ・退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる場合

【 給与所得者で確定申告をした方がいい方 】

確定申告を提出する必要のない人でも、次のような場合、還付申告をすることにより所得税等の還付を受けることができる可能性があります。

- ・災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- ・病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ・マイホームを住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ・ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合
 - ふるさと納税でワンストップ特例の適用に受けた方が確定申告をする場合は、ふるさと納税の金額も寄附金控除の計算に含めて申告をする必要があります。
- ・年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっている人

還付申告をする場合は、退職所得を除いたその他の各所得（20万円以下の所得）も含めて申告が必要です。

還付を受けるための確定申告書のことを還付申告書といいますが、この還付申告書はその年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください。



< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
今月の開催日は**1月20日(月)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月20日(月)	11・12・1・2月決算法人様個人事業主様	1月10日(金)
2月6日(木)	12・1・2・3月決算法人様個人事業主様	2月3日(月)
3月19日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月13日(金)

< 1月のカレンダー >

10	金	*12月分源泉所得税・住民税の納付期限
20	月	* 経営計画書作成セミナー: Vision
		*源泉所得税(7～12月分)の納付期限(納期特例届出書提出者)
31	金	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の2・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限(岡山市・倉敷市の場合)

